

令和5年第1回土岐川防災ダム一部事務組合議会定例会会議録

土岐川防災ダム一部事務組合告示第1号

令和5年第1回土岐川防災ダム一部事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年1月19日

土岐川防災ダム一部事務組合

管理者 瑞浪市長 水野 光 二

記

- 1 期 日 令和5年1月23日
- 2 場 所 瑞浪市役所4階全員協議会室

・ 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議第1号 令和5年度土岐川防災ダム一部事務組合予算
- 日程第4 議第2号 土岐川防災ダム一部事務組合情報公開条例の制定について
- 日程第5 議第3号 土岐川防災ダム一部事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第6 議第4号 土岐川防災ダム一部事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第7 議第5号 土岐川防災ダム一部事務組合給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第6号 土岐川防災ダム一部事務組合の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について

・ 出席議員

- | | | | |
|----|------|----|-------|
| 1番 | 熊谷隆雄 | 2番 | 千藤安雄 |
| 3番 | 小坂喬峰 | 4番 | 石田浩司 |
| 5番 | 古川雅典 | 6番 | 水野哲男 |
| 7番 | 加藤淳司 | 8番 | 柴田幸一郎 |

・ 説明のために出席した者の職・氏名

| | | |
|---------|---------|------|
| 組合管理者 | 瑞浪市長 | 水野光二 |
| 組合副管理者 | 副市長 | 勝康弘 |
| 組合会計管理者 | 会計管理者 | 酒井浩二 |
| 組合事務職員 | 農林課長 | 市原憲 |
| 組合事務職員 | 農林課係長 | 浅井和美 |
| 組合事務職員 | 農林課総括主査 | 山崎道美 |

・ 職務のため出席した者の職・氏名

| | | |
|--------|--------|------|
| 組合議会職員 | 議会事務局長 | 梅村修司 |
|--------|--------|------|

・ 開 議 午後1時30分

<議長 熊谷>

皆さん、こんにちは。

本日は、ご多忙の中ご出席を頂き誠にありがとうございます。

厳しい寒波が来るということで、開催が本日でよかったと思うところですが、天気予報を見ますと、岐阜県の山間部と平野部では少し違って、自分の住んでいるところは山間部なのか平野部なのか。瑞浪の中では私の住んでいるところは山間部ですが、瑞浪市はどうなんだろうと考えると、なかなか天気予報もわからないという状態ですが、何も起こらなければいいという思いでいっぱいです。

ここで、新しく就任されました議員をご紹介します。

恵那市から選出されました、千藤 安雄 君です。

一言挨拶をお願いします。

<千藤>

恵那市議会議長の千藤でございます。本日は里帰りをしたような気分です。どうかよろしく願いいたします。

<議長 熊谷>

ありがとうございました。

ただ今から令和5年第1回土岐川防災ダム一部事務組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

はじめに、組合管理者から挨拶をお願いいたします。

管理者 瑞浪市長 水野 光二 君

<管理者 水野 光二>

皆さんこんにちは。相変わらずコロナ、コロナの状況は続いておりまして、特に東濃5市は高止まりをしているという状況であります。私自身も陽性になりました。誰から感染したか未だにわかりませんが病院に行きましたら陽性となり、10日間ほど自粛をしたわけであります。一番最初は喉が痛いというところから始まりました。どうもしゃべりすぎたのかなといった感じでのどが、いがらっぽいなと思ったのが陽性の始まりだと思います。ただの風邪だと思っていまして家内にうつしてしまい、いまだに家内から叱られます。あの時ホテルにでも入っていれば家内にうつらなかった。どちらにしましても、のどが痛いというところからどうも始まるようですし、ある程度高齢者ですと熱も出ないということです。私も熱は出ませんでしたので安心していたのですが、高齢者は熱は出ない、若い人は熱がでるのですぐにわかるということです。みなさんもそれぞれ気を付けながら公務にあたっていただきたいと思います。

また、千藤さんは、議長に就任おめでとうございませう。千藤さんは瑞浪市で土岐川ダム防災も関係者として携わっていただいた経験もあり、お力添えをいただきたいと思いますのでよろしくおねがいします。

それでは、令和5年度第1回土岐川防災ダム一部事務組合の定例会を開催しましたところ、皆さんにはご出席賜りましてまことにありがとうございました。

現在防災ダムの長寿命化計画につきまして、令和4年度から土岐防2期事業として、竹折・日吉・竜吟防災ダムの長寿命化事業を実施しているところでございます。令和5年度は、竹折防災ダムの洪水吐け等の補修工事を予定しています。県営ため池等整備事業を活用いたしまして、各市の事業費用の負担削減を図り事業を推進していくことで計画しておりますので、ご理解ご協力をお願いしたいと思います。

また、防災ダムには、岐阜県所有の土地が残っており、昨年12月から岐阜県において、土岐川防災ダム一部事務組合への所有権移転の手続きを行っていただいている。これまで、土岐市・恵那市より調査に必要な資料のご提供をいただいております。今後も、県・各市の皆様と情報共有しながら進めていきますので、ご理解

ご協力をよろしく申し上げます。

本日の議案は、議第1号 令和5年度土岐川防災ダム一部事務組合予算から
議第6号 土岐川防災ダム一部事務組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の
制定について 以上この6議案を上程しますので慎重審議を賜りましてご承認いただき
ますことをお願い申し上げ冒頭のあいさつといたします。よろしく申し上げます。

<議長 熊谷>

ありがとうございました。

本日の日程は、お手元に配布してあります議事日程のとおりでございます。

.....
日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において6番 水野 哲夫 君、8番 柴田 幸一郎 君
の2名を指名いたします

.....
次に、日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「 異議なしの声 」

異議なしと認めます。

従いまして、本定例会の会期は本日1日間と決定しました。

.....
次に、日程第3、議第1号「令和5年度 土岐川防災ダム一部事務組合予算」を議題と
致します。

本案につきましては議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長 鈴木 創造 君

それでは、議第1号 「令和5年度土岐川防災ダム一部事務組合予算について」 ご説明
申し上げます。

議案書の1ページをお願いします。

令和5年度土岐川防災ダム一部事務組合予算は、次に定めるところによります。

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,210万6千円と定めます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算」によります。

それでは、別冊の予算説明書により説明させていただきます。

議案資料、予算説明書の3ページをお願いします。

まず、歳入の1款分担金及び負担金 1項分担金 1目組合分担金1,160万円ですが、4市の組合分担金で、各市290万円の均等割となっております。また、2目事業分担金480万円ですが、これは長寿命化事業に係る分担金となっております。

次に、2項負担金 1目特別負担金 404万9千円ですが、これは、職員1名の人件費の2分の1を瑞浪市が負担するものです。

次に2款繰越金 1項繰越金 1目繰越金89万5千円ですが、前年度からの繰越金です。

次に3款諸収入 1項雑入 1目雑入3万円ですが、NTT、中部電力の電柱敷地料等です。

次に4ページをお願いします。

4款県支出金 1項県補助金 1目農林水産業費補助金73万2千円ですが、農地防災ダム点検管理強化事業補助金です。

次に歳出について説明致します。

議案資料、予算説明書の5ページをお願いします。

1款議会費 1項議会費 1目議会費2万4千円ですが、議員の皆様の報酬です。

次に2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費928万2千円ですが、主に職員1名の人件費、財務諸表作成業務委託費、財務会計システムの使用料です。

次に2目監査委員費6千円ですが、監査委員さんの報酬です。

次に3目のダム管理費1,269万4千円ですが、主なものは防災ダム6か所の管理人の委託料、ダム堤体等の草刈委託料、堰堤浚渫工事費、長寿命化工事に係る負担金の費用です。

次に4款予備費 1項予備費 1目予備費は、10万円としております。

6 ページには、各市の分担金明細書特別負担金明細書を、7 ページには事業分担金の分担率算定資料を添付しております。

また、8 ページから 13 ページまでは、給与費明細書でございます。

以上で、令和5年度土岐川防災ダム一部事務組合予算の説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

ただ今の説明に対し、質疑はありませんか。

「異議なし」の声

別段発言もないようですので、質疑を終結致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

「討論なしの声」

別段発言もないようですので、討論を終結致します。

これより採決を行います。

お諮りします。議長の指名を行う前に、ここで暫時休憩いたします。

議第1号、「令和5年度 土岐川防災ダム一部事務組合予算」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「 異議なしの声 」

異議なしと認めます。

従いまして、議第1号は原案のとおり可決されました。

.....

次に、日程第4、議第2号 「土岐川防災ダム一部事務組合情報公開条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

経済部長 鈴木 創造 君

経済部長 鈴木 説明

議2号から5号までにつきましては、国のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、個人情報保護に関する条例が改正されました、この影響によるものでございます。

それでは、議第2号「土岐川防災ダム一部事務組合情報公開条例の制定について」ご説明いたします。議案集4ページをお願いします。

本条例の制定趣旨については、組合行政に関する住民の知る権利を保障し、もって公正で開かれた行政の実現に寄与するため、新たに条例を制定するものです。

第1章「総則」では、第1条において「この条例の目的」を、第2条において「用語の定義」を、第3条において「実施機関の責務」を、第4条において「利用者の責務」を規定します。

議案集5ページの第2章「公文書の公開」では、第5条において「公文書の原則公開」を、第6条において「公開しないことができる公文書」を、7ページの第7条において「部分公開」を、第8条において「存否応答拒否」を規定します。

第3章「公開の手続」では、第9条から第13条において「公開請求の手続」、「公開の決定」、「公開の方法」、「費用負担」などを規定します。

議案集9ページの第4章「審査請求」では、第14条から第16条において、公開決定等に対して審査請求があった場合の手続について規定します。

議案集11ページ第5章「雑則」では、「公文書の適正な管理」及び「委任」について規定します。

附則において、本条例の施行日を令和5年4月1日と定めます。

以上、議第2号「土岐川防災ダム一部事務組合情報公開条例の制定について」の説明とさせていただきます。

<議長 熊谷>

ただ今の説明に対し、質疑はありませんか。

「質疑なしの声」

別段発言もないようですので、質疑を終結致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

「討論なしの声」

別段発言もないようですので、討論を終結致します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第2号「土岐川防災ダム一部事務組合情報公開条例の制定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声」

異議なしと認めます。

従いまして、議第2号は原案のとおり可決されました。

.....
次に、日程第5、議第3号「土岐川防災ダム一部事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

経済部長 鈴木 創造 君

<経済部長 鈴木>

それでは、議第3号「土岐川防災ダム一部事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」ご説明いたします。議案集12ページをお願いします。

本条例の制定趣旨については、個人情報の保護に関する法律の施行に必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

第1条において「この条例の趣旨」を、第2条において「用語の定義」を、第3条において「開示請求の手続き」を、第4条において「開示決定等の期限に関する特例」を規定します。

議案集 13 ページの第 5 条において「開示請求に係る手数料等」を、第 6 条において「訂正請求の手続き」を、第 7 条において「利用停止請求の手続き」を規定します。

附則において、本条例の施行日を令和 5 年 4 月 1 日と定めます。

以上、議第 3 号「土岐川防災ダム一部事務組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定」の説明とさせていただきます。

<議長 熊谷>

ただ今の説明に対し、質疑はありませんか。

「質疑なしの声」

別段発言もないようですので、質疑を終結致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

「討論なしの声」

別段発言もないようですので、討論を終結致します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第 3 号 「土岐川防災ダム一部事務組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「 異議なしの声 」

異議なしと認めます。

従いまして、議第 3 号は原案のとおり可決されました。

.....

次に、日程第 6、議第 4 号 「土岐川防災ダム一部事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

経済部長 鈴木 創造 君

<経済部長 鈴木>

それでは、議第4号「土岐川防災ダム一部事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例」ご説明いたします。議案集14ページをお願いします。

本条例の制定趣旨については、情報公開・個人情報保護審査会の設置及び調査審議の手續等について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

第1条において「この条例の趣旨」を、第2条において「審査会の設置」を、第3条において「用語の定義」を規定します。

議案集15ページの第4条において「所掌事項」を、第5条において「審査会の組織」を第6条において「組織委員」を規定します。

議案集16ページの第7条において「審査会の会長及び副会長」を、第8条において「審査会の調査審議」を、第9条において「審査会の調査権限」を、第10条において「審査請求人からの意見陳述」を、第11条において「意見書等の提出」を規定します。

議案集17ページの第12条において「提出資料の写しの送付等」を、第13条において「調査審議手続きの非公開」を、第14条において「答申書の送付等」を、第15条において「規則への委任」を規定します。

附則において、本条例の施行日を令和5年4月1日と定めます。

以上、議第4号「土岐川防災ダム一部事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定」の説明とさせていただきます。

<議長 熊谷>

ただ今の説明に対し、質疑はありませんか。

「質疑なしの声」

別段発言もないようですので、質疑を終結致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

「討論なしの声」

別段発言もないようですので、討論を終結致します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第4号 「土岐川防災ダム一部事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声」

異議なしと認めます。

従いまして、議第4号は原案のとおり可決されました。

.....
次に、日程第7、議第5号 「土岐川防災ダム一部事務組合給与条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

経済部長 鈴木 創造 君

<経済部長 鈴木>

それでは、議第5号 「土岐川防災ダム一部事務組合給与条例の一部を改正する条例の制定について」 ご説明いたします。議案集19ページをお願いいたします議案資料の方もお願いいたします。議案資料は17ページとなっております。

本条例の制定趣旨としましては、本議題の議第4号 土岐川防災ダム一部事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に伴い、審査会委員への報酬等について必要な事項を定めるため、一部を改正する条例を制定するものです。

議案資料の17ページをご覧くださいと思います。

第4条以降繰り下げまして、第3条として「非常勤の特別職の職員の報酬等」を加え、別表第2を加えることを規定しております。別表第2では、審査会委員の報酬として、大学教授、准教授、弁護士等高度な知識を有する学識経験者の委員としては日額8,000円、その他の委員として日額5,000円としております。

附則において、本条例の施行日を令和5年4月1日と定めます。

以上、議第5号「土岐川防災ダム一部事務組合給与条例の一部を改正する条例の制定」の説明とさせていただきます。

<議長 熊谷>

ただ今の説明に対し、質疑はありませんか。

「質疑なしの声」

別段発言もないようですので、質疑を終結致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

「討論なしの声」

別段発言もないようですので、討論を終結致します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第5号「土岐川防災ダム一部事務組合給与条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声」

異議なしと認めます。

従いまして、議第5号は原案のとおり可決されました。

.....

次に、日程第8、議第6号「土岐川防災ダム一部事務組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

経済部長 鈴木 創造 君

<経済部長 鈴木>

それでは、議第6号「土岐川防災ダム一部事務組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について」ご説明いたします。議案集20ページをお願いします。

本条例の制定趣旨については、地方公務員法の改正にともない本条例を廃止するものです。

瑞浪市においては12月議会で、瑞浪市再任用に関する条例を廃止いたしました。令和5年4月1日から施行することになっております。土岐川防災ダム一部事務組合の再任用に関する条例は、本則中で、瑞浪市職員の再任用に関する条例の例によるとなっております。引用される条例がなくなる、再任用制度自体が廃止されますので同条例を廃止する者であります。

附則において、本条例の施行日を令和5年4月1日と定めます。

以上、議第6号「土岐川防災ダム一部事務組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例制定」の説明とさせていただきます。

<議長 熊谷>

ただ今の説明に対し、質疑はありませんか。

「質疑なしの声」

別段発言もないようですので、質疑を終結致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

「討論なしの声」

別段発言もないようですので、討論を終結致します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第6号「土岐川防災ダム一部事務組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「 異議なしの声 」

異議なしと認めます。

従いまして、議第6号は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案の審議は、全て終了いたしました。

ここで管理者であります、瑞浪市長から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

管理者 瑞浪市長 水野光二 君

瑞浪市長：あいさつ

本日の定例会につきまして、上程させていただきました6つの議事に対しまして、スムーズに審議をしていただき、可決いただきましたことにつきまして熱くお礼を申し上げます。以上で本定例会を陛下といたします。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

<議長 熊谷>

ありがとうございました。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和5年第1回土岐川防災ダム一部事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。